

農地法第4・5条転用届出書の添付書類等について

	必要書類	必要部数	備 考
★必ず必要な書類			
1	届出書	1部	4条…自己所有農地の転用 5条…所有権移転、権利の設定を伴う農地の転用
2	申請土地の土地登記簿謄本	1部（原本）	・法務局発行（全部事項証明書） ・発行日から3ヶ月以内のもの
3	公図の写し（法務局発行）	1部	・インターネットサービスで取得も可 ・発行日から3ヶ月以内のもの
4	土地の位置を示す図面 1/10,000～50,000	1部	
5	建設予定建物等の配置図・平面図	1部	
◆場合により必要となる書類			
6	住民票等	1部	※相続登記が未完了の場合 ・相続関係図 ・戸籍・除籍謄本（原本） ・遺産分割協議書の写し等 ※譲渡人（貸付人）の住所が登記簿の記載と異なる場合 ・登記上の住所から現住所までの異動が確認できる住民票、戸籍附票等
7	都市計画法第29条の開発許可書の写し	1部	※必要な場合
8	仮登記権利者、抵当権者の同意書	1部	※所有権以外の権利（仮登記、抵当権等）が設定されている場合
9	委任状	1部	※代理の方が申請する場合

※ 上記以外の書類が必要になる場合があります。

※ 受付は随時行っています。

<注意事項>

申請農地が土地改良区域内の場合は、土地改良区等の手続きが必要な場合があります。

（小布施土地改良区 026-247-3278）

申請書受付から受理通知書交付までの標準処理期間 約7日

お問合せ先 小布施町農業委員会事務局
 （小布施町役場産業振興課内）
 TEL 026-214-9115 FAX026-247-3113
 E-mail nougyou@town.obuse.nagano.jp